

登山をお考えのみなさん!

登山者の努力義務ご存知ですか?

平成26年9月の御嶽山噴火では、水蒸気爆発が突如発生し、**火口周辺にいた登山者が多く被災**しました。

御嶽山噴火の教訓を踏まえた活動火山対策特別措置法の改正により、**登山者の努力義務が法律に定められました**。



登山者の努力義務とは・・・

※公布後6か月以内に施行。罰則はなし。

登山者は、火山の噴火等が起こった際に円滑、迅速に避難できるように、必要な手段を講じるように努めなければならない（活動火山対策特別措置法第11条第2項）とされています。具体的には、以下のような手段を講じていただくことになります。

① 火山情報を集める

まず、登ろうとする山が火山かどうかを把握しましょう。火山に登るならば、**火山に対する正しい知識**を持つことが重要です。気象庁のHPから、以下の情報を確認しましょう。

- ✓ **噴火警戒レベル**（登山者、防災機関、住民がとるべき行動を5段階のキーワードで設定されたもの）
- ✓ **火山防災マップ**（各火山で起こり得る噴火現象や、火山現象の範囲等について示したもの）

※気象庁（火山登山者向けの情報提供ページ）※右のQRコードからもご覧いただけます。
(http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html)



② 登山届を提出する

登山届制度が導入されている火山については、必ず**登山届（登山計画書）**を作成し、提出しましょう。2つの提出方法をご紹介します。

- **日本山岳ガイド協会「Compass（コンパス）」** (<http://www.mt-compass.com/>)
オンラインで登山計画書を作成し、提出することができるほか、作成した登山計画書を設定した連絡先に送付することも可能です。また、下山時間を大幅に過ぎても下山通知がない場合には、設定した連絡先（家族等）にメールが送信されます。
- **日本山岳協会** (<http://www.jma-sangaku.or.jp/cominfo/>)
入山前の準備から、登山中、下山後の対応まで、様々な基本的な情報を集めることができます。登山計画書の記載の仕方も丁寧に例示されているほか、作成した登山計画書の提出先を、山岳地域名ごとに紹介しています。

地域によっては登録制の**災害情報メール配信サービス**を導入しているところもありますので、こちらも積極的に活用しましょう。



③ 必要なものを装備する

火山の状態や特性を踏まえ、以下のような物の中から、必要なものを装備してください。

- ✓ 火山防災マップ（**避難場所**を確認しましょう）
- ✓ 携帯電話等の通信機器
- ✓ ヘルメット
- ✓ 非常食、飲料水
- ✓ 雨具、タオル、ヘッドライト、ゴーグル（降灰対策）
- ✓ 登山地図、コンパス

④ 登山中も常に注意をする

- ✓ 噴気孔や噴気地帯の窪地などの**危険な場所**には、**絶対に立ち入らない**でください。
- ✓ 登山中も、気象庁のHP等からの**情報収集を怠らない**ようにしましょう。
- ✓ **異常を発見した場合**には**下山**するとともに、市町村、警察、消防に**速やかに連絡**しましょう。
- ✓ 噴火時は、山小屋や岩陰などに**一時避難**し、**噴火が治まったら直ちに下山**しましょう。



●お問い合わせ先●

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付 電話 03-3501-5693